

監査結果に関する措置状況報告書

令和2年度包括外部監査（市政改革プラン2.0の検証について）

所 管 所 属：経済戦略局

通知を受けた日：令和3年10月22日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見47	157	<p>地方独立行政法人によるセルフモニタリングや評価委員会による第三者モニタリングの結果を踏まえて実績を記載されたい。</p> <p>地方独立行政法人による業務の実施が実現した場合に、博物館のポテンシャルを十分に引き出し、経営の自主性や柔軟性、迅速性を期待するという本来の目的のためのガバナンス設計や進捗管理等に関する情報開示の内容が市政改革プラン及びその成果からは読み取れない。地方独立行政法人化の進捗だけでなく、地方独立行政法人の経営方針やガバナンスに関する市の関与やモニタリングの状況についても十分な説明がなされるべきである。</p>	<p>地方独立行政法人によるセルフモニタリングや評価委員会による第三者モニタリングについてはすでに実施しているところであり、その成果や結果については市ホームページにも掲載し広く市民に公表しているため、説明責任を十分に果たしていると考えているが、当該取り組みについて市政改革プラン2.0にも記載することの検討や、市政改革室との調整が必要であったと考える。</p>	見解	—
意見48	159	<p>新美術館の公共施設等運営権制度導入に関する取組及び目標設定についても言及されたい。</p> <p>新美術館については、地方独立行政法人によって、公共施設等運営権制度を用いた官民連携手法が採用され、令和元年度には民間事業者の選定手続が進められているところであるが、それらの検討内容、進捗について市政改革プランでは具体的な言及がなされていない。公共施設等運営権制度の導入はまさに官民連携の推進に関する事業であり、少なくとも地方独立行政法人による成果として公共施設等運営権の設定による民間の能力を活用した新美術館の運営に関する地方独立行政法人の取組状況を紹介することが望ましかったと考える。</p>	<p>公共施設等運営権の設定による民間の能力を活用した新美術館の運営に関する地方独立行政法人の取組状況について市政改革プラン2.0に記載することについては、地方独立行政法人としての経営の自主性を奪うこととなるとの考えから、当該プランに掲載する必要性を当時は感じていなかったが、ご指摘のとおり公共施設等運営権制度の導入は官民連携の推進に関する事業であるため、当該プランへの記載についての検討や、市政改革室との調整が必要であったと考える。</p>	見解	—